

重要事項説明書(居宅介護)

1 居宅介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 道志村社会福祉協議会
代表者氏名	会長 長田富也
本社所在地 連絡先・電話番号	山梨県南都留郡道志村 9334 番地 0554-52-2072

2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1)事業所の所在地等

事業所名称	ヘルパーステーション「どうし」
サービスの 主たる対象者	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児 難病等対象者
山梨県指定事業所番号	1 9 1 1 3 0 0 2 5 7 (山梨県指定：令和7年4月1日)
事業所所在地	山梨県南都留郡道志村 9334 番地
連絡先 相談担当者名	電話 0554-52-2072 ・ Fax 0554-52-2089
事業所の通常の 事業実施地域	道志村内全域
事業所が行う他 の指定障がい福祉 サービス	同行援護 重度訪問介護 移動支援

(2)事業の目的および運営方針

事業の 目的	社会福祉法人道志村社会福祉協議会 道志村訪問介護事業所(以下「事業者」という。)において実施する指定障害福祉サービス事業の居宅介護(以下「指定居宅介護」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定居宅介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定介護等の提供を確保することを目的とする。
-----------	--

運営方針	1 事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。 2 指定居宅介護の実施に当たっては、利用者の必要な時に必要な指定居宅介護の提供ができるよう努めるものとする。 3 指定居宅介護の実施に当たっては、地域の結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設、その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者(以下「障害福祉サービス事業者等」という。)との密接な連携に努めるものとする。 4 前3項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)及び「指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定居宅介護等を実施するものとします。
------	---

(3)事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜～金曜日（土日祝日は除く）
営業時間	8:30～17:15

(4)サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜～金曜日
サービス提供時間	9:00～17:00
休日連絡先	080—3554—2072

(5)事業所の職員体制

管理者	山口 かおり
サービス提供責任者	山口 咲子
訪問介護員 ほうもんかいごいん	4名(内1名、サービス提供責任者兼務)

職種	職務内容
管理者	1. 従業者及び業務の管理を、一元的に行います。 2. 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。

サービス提供責任者	1. 利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、障害福祉サービスが適切に行われるようアセスメントを実施し、援助の目標を達成するための手順と所要時間を明確にした手順書を作成します。 2. 利用者又は障害者の保護者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成します。 3. 利用者及びその同居の家族に居宅介護計画の内容を説明し、同意を得て交付します。 4. 居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて居宅介護計画の変更を行います。 5. 指定居宅介護支援事業所に対する指定居宅介護の利用の申し込みに関わる調整を行います。 6. 居宅介護従業者(以下「ヘルパー」という)等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行います。 7. ヘルパーに対して、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達します
ヘルパー	1. 居宅介護計画に基づき、居宅介護サービスを提供します。 2. サービス提供後、サービスの提供日、内容、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。

3 提供するサービスの内容について

(1)提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
居宅介護計画の作成	利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた手順書を作成し、この手順書を元に居宅介護計画を作成します。
食事介助	食事の介助を行います。
入浴介助・清拭	入浴の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。
排泄介助	排泄の介助、おむつ交換を行います。
更衣介助	衣服の着脱の介助を行います。
移乗介助	移乗介助を行います。
その他	その他の必要な身体の介護を行います。
買い物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。 預貯金の引き出しや預け入れは行いません。
掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
調理	利用者の食事の用意を行います。
洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。
通院等介助	通院等又は官公署並びに指定相談支援事業所への移動のための屋内外における移動等の介助又は通院先等での受診等の手続、移動等の介助を行います。

(2)ヘルパー禁止行為

ヘルパーはサービスの提供にあたって次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対するサービス
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス(大掃除、庭掃除など)

- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為
(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの料金とその利用者負担額について

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。

利用者負担は現在、サービス量と所得に着目した負担の仕組み(1割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定)となっています。

※障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて負担上限額が設定され、ひと月に利用した定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

※障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて負担上限額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

負担上限月額等に関する詳細については、道志村窓口までお問合せください。

4 サービス利用料金(時間あたり)の目安は次の通りです。

	身体介護 通院介助 (身体介護有)	通院介助 (身体介護なし)	行動援護	重度訪問介護
				重度訪問介護 サービス費
30分まで	294円	122円	331円	214円
1時間まで	465円	227円	503円	
1時間30分まで	675円	316円	712円	319円
2時間まで	804円		876円	424円
2時間30分まで	867円		1,041円	530円
3時間まで	963円	円	1,204円	635円

	家事援助		同行援助
30分未満	122円	30分まで	220円

30 分以上 45 分未満	176 円	1 時間まで	347 円
45 分以上 1 時間未満	227 円	1 時間 30 分まで	498 円
1 時間以上 1 時間15分 未満	275 円	2 時間まで	573 円
1 時間 15 分以上 1 時 間30分未満	316円	2時間30分まで	647円
		3時間まで	722円

(1) 特別地域加算

道志村は山梨県における特別地域となり、単位加算後のサービス料金となります。

(2) 緊急時対応加算

利用者やその家族からの緊急要請により、サービス提供責任者が、居宅介護計画の変更、及びヘルパーの手配、自らがサービス提供を行った場合に1回につき100単位加算します。

身体介護又は通院等介助(身体介護を伴う場合)に限ります。(月2回を限度)

(3) 初回加算

新規に居宅介護計画を作成した利用者に対して、同月内にサービス提供責任者が初回訪問、もしくは居宅介護(同行訪問を含む)を行った場合に200単位加算します。

(4) 福祉・介護職員処遇改善加算

福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ

総単位数に下記の加算率を乗じた単位数で算定。

居宅介護 40.2% 重度訪問介護 32.8% 行動援護 36.7%

同行援護 40.2%

(5) 喀痰吸引等支援体制加算

登録特定行為事業者の認定特定行為従事者が、喀痰吸引等を実施した場合に加算します。

5 利用料金の支払い方法

原則は利用者から申し出ていただいた指定金融機関の口座から引き落としさせていただきます。ただし、残高不足等で引き落としができなかった場合には請求月の翌月に再度引き落としを行います。また、2度に渡り引き落としができなかった場合には、自動的に現金払いに移行するものとします。

- (1) 請求の通知はサービス提供月翌月15日前後に送付します。また、引き落とし及び集金は毎月25日前後とさせていただきます。
- (2) サービスの利用をキャンセルする場合、サービス提供日の前日の17時までに電話連絡いただくこととします。連絡がない場合には、取消料をいただくことがあります。
(ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、取消料を請求いたしません。)

6 契約の終了

利用者から終了する場合	1 週間以上の予告期間を設けて契約の解約をすることができます。
事業所から終了する場合	利用者が利用料金の支払いを2か月以上遅延し、事業所からまた、支払うように勧告したにも関わらず 10 日以内に支払われない場合、また遅延に伴う分納計画書(事業所が作成し提示したもの)に同意したにも関わらず、支払い指定日より1か月以上支払われない場合。
自動的に終了する場合	利用者が介護保険施設に入所する場合
	要介護認定者が非該当と認定された場合
	利用者が死亡した場合

7 秘密保持

当事業所が、相談支援事業所とのサービス担当者会議、事業者間連絡調整の際は、一定の条件の下で利用者及びその家族の情報を提供することについて、利用者及びその家族は同意するものとします。

8 事故発生時について

サービスの提供によって事故が生じた場合、速やかに市町村、利用者家族に連絡し、必要な措置を講じます。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9 虐待防止について

当事業所は虐待防止に関する責任者を管理者として、虐待防止マニュアルを作成しております。職員は虐待防止に関する研修を実施しており、高齢者及び障害者に対する虐待防止を実施するとともに、虐待を発見した場合は必要な処置をとるものとします。

10 身体拘束について

当事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる時は、利用者又は家族に対して説明し同意を得たうえで、やむを得ず行うことがあります。その場合は、拘束を行った日時、理由及び対応等について記録を行います。

やむを得ず行う場合

- ・利用者本人または他者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。
- ・身体拘束、その他の行動制限を行う以外に代替える方法がない。
- ・身体拘束その他の行動制限が一時的なものである場合。

11 BCP(業務継続計画)について

- (1)災害や感染症等の発生における、利用者に対する継続的なサービス提供の実施や中断時における早期の業務再開手順等、災害時における業務継続の方法を定めたBCP(業務継続計画)を策定します
- (2)BCPの定期的な見直しを行います。
- (3)職員に対して周知を行い、年1回の研修を行います。

12 感染予防対策について

- (1)感染症発生時は、必要な処置を講じます。
- (2)訪問介護員等の清潔保持及び健康状態について必要な管理を行い、設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。
- (3)従業員に対し、感染症及び蔓延防止のための研修を定期的実施します。

13 ハラスメントについて

- (1)事業所は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されたことを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じます。
- (2)ハラスメントは、介護サービスの提供を困難にし、関わった訪問介護員の心身に悪影響を与えます。下記の様な行為があった場合、状況によっては重要事項説明書に基づき介護サービスの提供を停止させていただく場合があります。
 - ① 性的な話をする、必要もなく手を触る等の行為。
 - ② 特定のヘルパーに嫌がらせをする、理不尽なサービスを要求するなどの精神的暴力。

- ③ たたく、つねる、払いのける等の身体的暴力。
- ④ 長時間の電話、ヘルパーや事業所に対して理不尽な苦情の申し立て等、その他の行為。

14 サービス提供に関する相談・苦情窓口

(1)当事業所

苦情受付担当者	受付時間 平日 9 時 00 分から午後 5 時 山口 咲子 電話 0554-52-2072
苦情解決責任者	受付時間 平日 9 時～5 時 15 分 管理者 山口かおり 電 話 0554-52-2113

(2)他機関

道志村役場 住民健康課 介護保険担当	所在地 道志村 6181-1 電話 0554-52-2113 受付時間 平日8時 30 分～5時 15 分
山梨県社会福祉協議会	所在地 甲府市北新 1-2-12 山梨県福祉プラザ 4 階 受付時間 平日8時 30 分～5時 15 分
国民健康保険団体連合会	所在地 甲府市蓬沢 1-15-35 受付時間 水曜日 9 時～4 時

15 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

第三者評価実施の有無	無	実施した直近の年月日	無
実施した評価機関の名称	無	評価の結果の開示	無

令和 年 月 日

自立支援法に基づく訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

道志村社会福祉協議会 ヘルパーステーション「どうし」

説明者職名 _____ 氏名 _____ 印

私は、本書面に基づき事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護等事業の提供開始に同意いたします。

利用者住所 _____

氏 名 _____ 印

代筆・代理した場合は代筆者・代理者の氏名と利用者との関係と理由を記載してください。

(代筆・代理)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

関 係 _____

理 由 _____